(第九条関係)

(変更の承認又は届出に関する報告)	六 長の氏名 一	四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつて三 位置 二 名称	所在地) 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所のする。	(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)と第二条の二 令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(指定に関する報告事項)	一〜十六 (略) 第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。(指定基準)	改正案
				(新設)	一〜十六 (略)第二条 令第二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。(指定基準)	現

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の「国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)と「国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)と「に掲げる事項とする。	(報告を要する事項) 「報告を要する事項) 「報告を要する事項) 「報告を要する事項) 「報告を要する事項) 「報告を要する事項) 「報告を要する事項) 「報告を要する事項) 「おい)の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項が、)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第四条の二 令第四条第三項(令第九条の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までの期間 一 変更の承認に係る事項(第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。 とめて、厚生労働大臣に報告するものとする。 一 変更の承認に係る事項(第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。 一 変更の届出又は通知に係る事項(第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。 年の四月三十日までの期間
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)

五 指定を取り消した理由	四 指定を取り消した年月日	三位置	二 名称	所在地)